



令和2年 第4回
本別町議会臨時会会議録

自 令和2年 7月21日
至 令和2年 7月21日

本別町議会

令和2年本別町議会第4回臨時会会議録

令和2年7月21日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		会期決定の件
日程第	3		諸般の報告
日程第	4		梅村智秀議員に対する懲罰の件
日程第	5		篠原義彦議員に対する処分要求の件
日程第	6	承認第 4号	専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕
日程第	7	議案第56号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第8回）について
日程第	8	議案第57号	財産の取得について
日程第	9	同意第18号	本別町公平委員会委員選任について同意を求める件

○会議に付した事件

日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		会期決定の件
日程第	3		諸般の報告
日程第	4		梅村智秀議員に対する懲罰の件
日程第	5		篠原義彦議員に対する処分要求の件
日程第	6		篠原義彦議員に対する処分要求の件（再付託）
日程第	7	承認第 4号	専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕
日程第	8	議案第56号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第8回）について
日程第	9	議案第57号	財産の取得について
日程第	10	同意第18号	本別町公平委員会委員選任について同意を求める件

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田	収
会計管理者	花房永実		総務課長	村本	信幸
農林課長	篠原順彦		保健福祉課長	飯山	明美
住民課長	久司広志		子ども未来課長	大橋	堅次
企画振興課長	高橋哲也		国保病院事務長	藤野	和幸
住民課主幹	小坂祐司		総務課主査	石川	雅康
教育長	佐々木基裕		教育次長	阿部	秀幸
社会教育課長	高橋優		代表監査委員	畑山	一洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後	忠
------	------	--------	----	---

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第4回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、黒山久男議員、大住啓一議員及び篠原義彦議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第9号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第7回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第9号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第7回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ77億1,135万6,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

上段、1、歳入であります17款1項、1目寄付金、1節総務費寄付金100万円の増額補正は、社会教育施設等整備基金及びスポーツ振興基金として、本別町にお住まいの

匿名の方からの指定寄付金でございます。

下段の、2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金100万円の増額補正は、寄付者の意向により社会教育施設等整備基金及びスポーツ振興基金へ、それぞれ50万円を積み立てるものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これにて報告済みとします。

報告第10号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について報告を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 報告第10号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を55万円増額補正し、資本的収入の総額を9,108万1,000円とするものであります。

内容は、徳島県小松島市○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○様から50万円、本別町○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○様から5万円の寄付を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を55万円増額補正し、資本的支出の総額は1億3,084万9,000円となります。寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては説明を省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） これにて報告済みとします。

次に、監査委員から令和2年5月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 梅村智秀議員に対する懲罰の件

○議長（高橋利勝） 日程第4 梅村智秀議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、梅村智秀議員の退場を求めます。

（梅村智秀議員、退場）

○議長（高橋利勝） 本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会方川一郎委員長、御登壇ください。

○懲罰特別委員長（方川一郎）〔登壇〕 懲罰特別委員会審査報告書。

地方自治法第135条第2項及び本別町議会会議規則第110条の規定に基づき、懲罰動議が提出されたことにより、設置された懲罰特別委員会に付託を受けました、梅村智秀議員に対する懲罰の件について、審査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査結果、懲罰を科さない。

審査経過、次のとおり本委員会を2回開催し、付託動議の審査を行なった。

第1回令和2年6月18日、正副委員長の選出。

第2回令和2年7月3日、委員会の運営方法。

動議提出者の説明、これは書面によるものであります。

梅村智秀議員の一身上の弁明及び質疑。

委員討議及び採決、委員会構成は委員長、私、方川一郎。副委員長、山西二三夫。委員、阿保静夫、同じく大住啓一、同じく柏崎秀行、同じく水谷令子であります。

結果理由であります。懲罰動議の提案理由である答弁中における傍聴内容の引用の適否について、処分の対象になり得るかについて審査しましたが、本案件については本会議において既に議長から注意が与えられているものであり、改めて懲罰の対象となるものではないと判断しました。

次にみずからが提案した発議に対して、賛成しなかったことに対する議事進行の妨げになつた部分については、錯誤や事情変更がないにも関わらず異なる意思表示を行なった場合には懲罰の対象とする解釈が出ています。

本件について、懲罰に該当するか否かについてを被対象者の一身上の弁明による質疑内容等により審査したところ、故意に意見を翻したものと認定するまでにはいかなかったことから過失によるものと判断することが妥当であると判断しました。

以上のことから、審査結果のとおり懲罰を科さないものと決定しました。なお、本事犯により議会の混乱を招く結果となつた旨の意見もあつたことから、議長より議場等における秩序維持及び慎重な言動に心がけるよう綱紀肅正を求めるものであります。

以上、報告といたします。

○議長（高橋利勝） 次に梅村智秀議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

これを許すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、梅村智秀議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

梅村智秀議員の入場を許可します。

（梅村智秀議員、入場）

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員の一身上の弁明を許します。

御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは6月17日に議事進行の妨げ、議会運営委員会の傍聴にきてその中の議論の発言はどうかという理由で、篠原義彦議員、大住啓一議員、柏崎秀行議員より発せられた当該懲罰動議について弁明を行ないます。

まず経緯について、同日6月17日臨時会における、私梅村による発議第5号議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正についての議論中のことです。

本議案は、現在5パーセントの議員報酬削減となっているものを40パーセントの削減に改正し、コロナ対策の財源確保をより一層多額にすべきとのもので、阿保議員より発議者である私梅村に対し、なされた議員間で5パーセントと取り決めたが、その点についてはどう考えているかとの質疑に対する答弁を行なう最中のことであります。

当然、答弁に際しましては質疑者はもとより、その他の議員、また傍聴者にも理解をいただけるよう留意をし、丁寧に行なうものでありますから、5パーセント削減との考えに至るまで十分な議論形成がなされていないと考えるという趣旨の私自身の御答弁をするにあたり、結論だけではなく、なぜそう考えるのかとの背景や論拠を御理解いただく必要があると、私自身は考えております。

これまで原則すべてが公開されている議会の公式会議である議会運営委員会において、篠原議員より30パーセント削減、山西議員より20パーセント削減、大住議員、阿保議員の両名より5パーセント削減との主張により議論が展開し、方川委員長の主催によって議運結果といたしましては5パーセント削減となされました。傍聴いたしました私個人の所管でございますが、納得感のあるさしたる理由も示されることなく、結果5パーセント削減と結論付けられたとの印象でございます。

そののちに議員協議会に議運からの報告がなされた際にも、委員長より議論の経緯について当初より十分な詳細が述べられることなく協議され、議員協議会においても5パーセントは妥当だといった趣旨の結論のみの意見があった程度であるとの認識でございます。

よって、この私自身の認識、また心中を御理解いただけていないから阿保議員より当該質疑がなされたものだというふうにと察するところであり、私には議運を傍聴されていない議員にも今一度その背景や論拠を理解していただき、財源確保に向けた議員報酬40パーセント削減の条例改正案にぜひ御賛同いただきたい。ないしはより一歩でも御理解をいただき、今後の可能性に繋げるために可能な限り詳細に答弁をする必要性が私にはあったのです。

こうした、私自身の心中、事情下でありまして、懲罰動議の提案理由である議事進行の妨げ、議会運営委員会の傍聴にきて、その中身の議論はどうか、傍聴にきてその協議内容を引用して答弁することは好ましいとは思えないについてでございますが、当時の発言においては議長のご許可のもとにおいて行なった発言であり、質疑に対する答弁を真摯に行なったまでであり、不規則発言、俗に言う野次等ではありません。よって、通常の議事進行にのっとった発言であり、議事進行の妨げとはなりません。

次に、その中身の議論はどうかという点についてでございますが、そもそも議会における全ての会議は公開されているものであり、公的な場での町議会議員、つまりは公人の公務中の発言であり、公のものであります。これらをエビデンスとすること、発言を引用することは何ら問題がないものと認識するところであり、当該動議の理由については失当であると考えるものであります。

さらに、自分が提案した発議第5号に対して賛成もしないということは、議事進行を大きく妨げているとの理由も述べられたところでございます。この評決態度についても懲罰の理由とされておりますが、そもそも評決は議員個人個人の権利と責務であり、何人の干渉も受けないものであります。議員間の質疑、賛同を求めるための討論終結後における評決をもって、安易に懲罰対象とすることは民主的な議会運営の根幹を揺るがすことであり、あってはならぬことで極めて遺憾であります。然るに、御指摘の事実は本来の望まれる姿でないことは理解しております。当時の事情といたしましては、真摯に町を憂い、本気で取り組んだ発議に対し、反対討論に立たれた藤田議員より当該発議を議員としてあるまじきなどと断じられ、また山西議員より公然と拍手がなされたり、その他不規則発言により反対討論を称賛する声などが上がった、こうした事情があり議場の秩序が保たれていたというふうには私自身は認識できるものではございません。これらから私自身が大きな失意に陥り、心が不安定な状況であったために錯誤したものでございます。

議員として本気で取り組んだこと、何とかこの国難とも言えるコロナ禍を本別町において、誰一人として取り残すことないように乗り越えていくため、町のために議会議員としてできることとの自身の信念は今も変わらず、議事進行の妨げを目的としたものでは断じてございません。

以上、懲罰動議の提案理由については、いずれも失当であるという旨を申し上げ、弁明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村智秀議員の退場を求めます。

（梅村智秀議員、退場）

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから梅村智秀議員に対する懲罰についての件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、懲罰を科さないです。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者9人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、梅村智秀議員に対する懲罰の件については、委員長報告のとおり可決されました。

梅村智秀議員の入場を求めます。

(梅村智秀議員、入場)

◎日程第5 篠原義彦議員に対する処分要求の件

○議長（高橋利勝） 日程第5 篠原義彦議員に対する処分要求の件を議題とします。

6月17日梅村智秀議員から提出された、篠原義彦議員に対する処分要求について、6月25日取り下げ書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しております。

これから、取り下げ書の内容について質疑を行ないます。

質疑ございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点お伺いいたします。

本議会で侮辱を受けたということで、処分要求を出されているというふうに思いますが、延会になり時間が経つその背景の中での取り下げということで、理由をお聞かせください。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 柏崎議員の質疑に対して御答弁を申し上げます。

私の認識不足であれば改めて御指摘をいただきたいところでございますが、取り下げの理由についてという質疑でございますか。取り下げ書に書いてあるとおりでございますが、私自身が提案理由を当時述べましたが、被処分議員でございます篠原義彦議員による不規則発言で、傍聴のくせに余計なことを言うななどというような発言を発せられて、傍聴というような身分であったりとかというものについて貶められたというようなところについて、侮辱を受けたというような事実関係の認識について私自身の認識変わりはございませんが、私が望むべきことはここで処分を要求することによって、被処分議員である篠原義彦議員に何らかの懲罰が科されるというところが、私自身の本当に望むべきところなのかということをお伺いしたところ、私が望むべきところは言論の自由が最大限に補償される、真に開かれた議会としての議会運営体制の構築であり、被処分要求議員個人に対して何らかの処分、懲罰が科されたとしても、その私の求める根本的な解決、目指すべき姿には至らないのではないのかというふうに考えが及んだため、提案理由にも記載しているとおりでございます。

改めて過不足等ございましたり、私の認識違いがございましたら御指摘の上、再質疑いただければ幸いです。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 時間が経つにつれて処分を要求するに至らなかったというか、そういったような答弁だったかなとは思いますが、この日、本会議の中で懲罰動議と処分要求2件出されました。そういった中で懲罰委員会を設置し、延会をし、協議に入ったということございまして、新聞報道にも名前が出ているという時点でそういったところの責任ですか。後から取り下げはしましたけども、そういうところで新聞報道で篠原議員の名前が出ています。処分要求したということ。その辺の責任についてどう思っているのかお聞かせください。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして柏崎議員の再質疑についてお答えを申し上げます。

責任ということでございます。新聞報道等に篠原義彦議員の被処分要求議員個人のお名前が掲載されたというところでございますが、それについての責任というものについて、例えばこのやり取りがなされた中においても、これも公的な場においてのものでございますし、何らその私的な部分、俗に言うプライバシーとかそういった私生活について及んだようなことではございませんので、それは公的に公開されているものが広く周知される、新聞報道等によって周知されるということについては、何ら問題ないはないものだというふうには私自身は考えてございますし、繰り返しになりますが、事実関係の認識、私自身は傍聴のくせに余計なことを言うなどという発言を受けて、侮辱を受けたという認識は変わっていないのです。私の錯誤でありましたよということによって、取り下げをしたのではなくて、ここで処分を科したところで私自身の望むべく、先ほど申しあげました真の議会としての、開かれた議会としてのあるべく姿には到達しないだろうというような認識でございますので、責任という点については、私自身は何ら考えているところはございません。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） おっしゃるとおりだというふうに思いますけども、過去に梅村議員も5回、今回の件を入れて5回処分要求を出されているというふうに認識しています。

短期時効なり、取り下げによって全て懲罰にはかかっていないというようなこともあります。みずからの処分要求書に判を押し、SNSで公開するというようなこともございます。

そういった中で出されたほうは、心中穏やかじゃないと感じますがその辺についてどう思われますか。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 出されたほうは心中穏やかではないと、確かに私も出される立場になってその辺については十分理解できるところでございます。

ただ、然るに私自身、今回有権者の方と色々お話した経緯もございます。御心配の声とかを寄せていただきまして、私自身色々自問する機会があったと、そういう意味では、それこそピンチをチャンスにではないですけども、私自身考えが、今までとは少し新しいところを自分の中に取り入れて議員活動というものがしていけるのかなというふうに感じているところもございますので、そうした意味では必ずしもマイナス的な要素、陰的な要素ばかりではないというふうに私自身は受け止めております。

また、この処分要求というようなものがございますが、これは法によって定められた正当な行為でございますので、これらを出す、または下げるということについては、それについても議員個人々の考え方によって、法によって担保されているものでございますので、それらについて出された側の立場というものを私自身も体験いたしましたので、察するところはできますが、その行為ということについては何ら問題がないというような認識でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 議長に事実確認をお願いします。

先ほど、梅村議員のほうから取り下げ要求の中に、事実関係の認識には変わりがないということがございますけども、処分要求書には傍聴のくせにということが書いています。私はそういうこと一切言っておりません。その辺、議長に確認をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩とります。

午前10時31分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録によりますと、その時の発言については、傍聴に来てどうのこうの言うことではないという発言でございまして、傍聴のくせにという発言は行なわれていませんので、報告いたします。

梅村議員、何かありますか。

○3番（梅村智秀） 休憩中ですか。

○議長（高橋利勝） いや、もう会議開いています。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 議長から御指名いただきました。何かあるかということでございましたので、私のほうから。これはそもそも懲罰特別委員会に付託されている議案でございますので、議長の確認という部分で、その会議録の不規則発言のものも全部拾われている公式な会議録ということで理解よろしいのかという点がまず1点と、懲罰特別委員会の審議の内容はどのようになっているのかという点について、明らかにされたい。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

方川委員長。

○懲罰特別委員長（方川一郎） ただいま今懲罰委員会の中の関係を、質疑の中でありましたけども、篠原議員に対する処分要求の関係は議長宛てに取り下げ書が出ているということでありましたので、その分については懲罰委員会では一切審議していないということが現状でありまして、審議の中の関係では秘密会としておりますので中身は申し上げられません、本日の懲罰委員会で、篠原議員に対する処分要求の件を審議して、その後懲罰委員会は閉鎖したという決定ではないわけですし、本日これを懲罰委員会に再度かけるかどうかということになれば、また懲罰委員会が開催されるという運びになるというふうに理解しているところであります。

○議長（高橋利勝） よろしいですか。

どちらもございませんか。

篠原議員の質疑です。

○5番（篠原義彦） 事実確認をしたところ、そういうことは言っていないという議長の判断ですので、梅村議員はそのことをきちっと、やはりここで弁明してもらわなかったら、たびたびこういう処分要求出されて、それを取り下げた理由もきちっとしないというものはどうなのかなと。

議長に申し上げたいのは、その辺の議論をきちっとして受け取るなり、取り下げるなりの判断はやはり議長にあると思うのですよ。その辺、議長の考え方も伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、篠原義彦議員に対する処分要求の件についてを採決します。

お諮りします。

処分要求の取り下げについて承認することに、御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） この採決は異議がありましたので、採決は起立によって行ないます。

処分要求の取り下げについて、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立2人。

よって、起立少数です。

お座りください。

したがって、篠原義彦議員に対する処分要求の取り下げについては、承認しないことに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 篠原義彦議員に対する処分要求の件（再付託）

○議長（高橋利勝） 日程第6 篠原義彦議員に対する処分要求の件（再付託）を議題とします。

お諮りします。

ただいま、承認されなかったことにより本件を懲罰特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

よって本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

休憩中に委員会の開催を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において特別委員会を招集します。

直ちに委員会室に参集願います。

これをもって通知済みとします。

暫時休憩をいたします。

午前11時22分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 篠原義彦議員に対する処分要求の件（再付託）を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、篠原義彦議員の退場を求めます。

(篠原義彦議員、退席)

○議長（高橋利勝） 本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会方川一郎委員長、御登壇ください。

○懲罰特別委員長（方川一郎） 懲罰特別委員会審査報告書、地方自治法第135条第2項及び本別町議会会議規則第110条の規定に基づき、懲罰動議が提出されたことにより、設置された懲罰特別委員会に付託を受けました、篠原義彦議員に対する処分要求の件につ

いて、審査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査結果、懲罰を科さない。

審査経過、次のとおり本委員会を3回開催し、付託動議の審査を行なった。

第1回令和2年6月18日、正副委員長の選出。

第2回令和2年7月3日、取り下げ書提出による審議しないことの決定。

第3回令和2年7月21日、委員会の運営方法。動議提出者の説明。委員会討議及び採決。

委員会構成、委員長、私方川一郎。副委員長、山西二三夫。委員、阿保静夫、同じく大住啓一、同じく柏崎秀行、同じく水谷令子であります。

結果理由、処分要求書の提案理由であります侮辱を受けたとする不規則発言について審査しましたが、事実関係として記されている、傍聴のくせにについては確認したところ、傍聴に来てとの発言であり、事実誤認であると認めます。

さらに、本案件については本会議において、すでに議長から不規則発言として注意が与えられているものであり、改めて処分の対象となるものではないと判断いたしました。

以上のことから審査結果のとおり、懲罰を科さないものと決定しました。

なお、本事案により議会の混乱を招く結果となった旨の意見もあったことから、議長より議場等における秩序維持及び慎重な言動に心がけるよう、綱紀肅正を求めるものであります。

以上、報告の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、篠原義彦議員に対する処分要求の件（再付託）についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は懲罰を科さないです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、篠原義彦議員に対する処分要求の件（再付託）については、委員長報告の

とおり可決されました。

篠原義彦議員、入場を求めます。

(篠原義彦議員、入場)

○議長(高橋利勝) 先ほど可決されました、また、ただいま可決されました懲罰特別委員会委員長の報告において、議長による発言が求められましたので、ここで議員の皆様一言申し上げます。

申し上げるまでもなく、議員の皆様は議会の品位を保持し、秩序を守る議員としての職責を果たすことによって、町民の皆さんの信頼を得ることになります。従いまして、今回の事案を顧みてみますと発言、採決において改めて秩序を守ること、秩序を守ることとは物事の正しい順序、筋道、決まりを守ることであることを留意をし、慎重な言動の元、議員としての責務を果たし、町民から信頼される議会議員であることを強く要望いたします。

◎日程第7 承認第4号

○議長(高橋利勝) 日程第7 承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算(第6回)〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 承認第4号専決処分の承認を求める件について、御説明を申し上げます。

令和2年度本別町一般会計補正予算(第6回)について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,035万6,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

上段の1、歳入であります17款1項1目寄付金、3節農業費寄付金1,000万円の増額補正は、農業振興基金として、本別町農業協同組合様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金1,000万円の増額補正は、寄付者の意向により、農業振興基金に積み立てるものでございます。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算(第6回)の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点だけ。JA本別町からの寄付ということでございます。

基金に積んでいる部分が長年にわたり、町の基幹産業の発展のための目的として積んでいることと承知しておりますけども、これを積んだのちの残高というのはいくらになっているか、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 御質問にお答えをいたします。

今回の1,000万円を加えまして、今年度末残高見込みですけども1億1,526万3,000円となる見込みであります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕については、報告とおり承認されました。

◎日程第8 議案第56号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第56号令和2年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第56号令和2年度本別町一般会計補正予算（第8回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国による第1次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の交付限度額決定及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の調整によるものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,557万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,693万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが2款総務費、1項総務管理費、7目交通防災対策費、10節需用費、防災用消耗品費800万円の増額補正は、避難所における新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ダンボールベッド200台、避難者用間仕切りテント200台、非接触型体温計20個等を購入するものであります。

その下、17節備品購入費706万円の増額補正は、防災用資機材として、避難所資機材の備蓄用コンテナ2台351万7,000円、感染予防のための簡易トイレ15台354万3,000円を計上するものであります。

次の18目特別定額給付金給付事業費、18節負担金補助及び交付金20万円の増額補正は、支給対象者数の確定により2名分の給付金を補正するものであります。

下段の2項徴税费、2目賦課徴收费、22節償還金利子及び割引料、町税還付金439万円の増額補正は、法人町民税予定納税確定による調整であります。

下段の3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金83万円の増額補正は、公務員に支給される子育て世帯への臨時特別給付金の対象者が見込みより増となることから調整するものであります。

次の2目児童福祉施設費、14節工事請負費、学童保育所施設改修工事2,200万円の増額補正は、本別学童保育所における新型コロナウイルス感染症予防対策のため、現在の施設から中央小学校の空き教室へ移転するものであります。

別添の予算説明資料3ページをお開きください。

右側の全体事業説明欄を御覧ください。

今回の補正は、中央小学校1階の空き教室とプレイルームを学童保育所として利用できるよう整備するもので、玄関と階段、廊下にアコーディオンカーテン設置5ヶ所、タイルカーペット敷設393平方メートル、エアコン、温風暖房機の設置各6台などとなっております。

左側の財源内訳ですが、事業費2,200万円、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,955万8,000円、一般財源244万2,000円となっております。

予算書にお戻りください。

5ページ、6ページをお願いします。

下から2段目にあります、4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費1万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症予防に配慮した熱中症対策として啓発、啓蒙活動を行なうものであります。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、

地元産材活用支援事業108万円の増額補正は、新型コロナウイルスの影響により、流通が滞っている地元農畜産物の消費拡大とPRを図るため、本別町観光協会が町民向けに通常価格の3割引きで地元産品をセット販売することに対し補助するものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

10款教育費、5項保健体育費、2目スポーツ振興費169万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルスの影響によりスポーツ活動の自粛が続いたことから、日常実践100日運動を通して、運動に取り組みやすい環境をつくり、町民の体力、健康増進を図るもので、7節報償費、各種スポーツ記念品代133万9,000円の増額は、日常実践100日運動の記念品購入、10節需用費、各種事業用消耗品費25万6,000円の増額は、PR用のチラシ、ポスター作成のための用紙、インク代等であります。11節役務費、折込手数料4万8,000円は作成したチラシの広報紙折り込みのため、17節備品購入費5万5,000円の増額は、SNSでのPR記録用としてビデオカメラ1台を購入するものであります。

次の3目学校給食費、18節負担金補助及び交付金30万円の増額補正は、学校臨時休業対策として、今年4月及び5月に臨時休業した際に、学校給食休止により影響のあった、給食食材納入事業者に対する支援金として補助するものであります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、上段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,421万1,000円の増額補正は、第1次交付限度額の交付決定によるものであります。

別添の予算説明資料1ページをお開きください。

今回、補正計上いたします避難所資機材確保事業など6事業、事業費4,015万6,000円に対し、表の右側2列目にあります地方創生臨時交付金3,771万4,000円を充当するものであります。

次のページをお開きください。

これまでに予算計上を行なっている妊産婦健診サポート事業など8事業、事業費7,812万円から、特定財源4,162万3,000円を除く一般財源3,649万7,000円に対し、交付金3,649万7,000円を充当するものであります。既に予算計上しております8事業については、一般財源を充て事業を執行しておりますので、今回の交付金の確定により特定財源に振り替えを行なうこととなります。

予算書にお戻りください。

3ページ、4ページです。

2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金83万円の増額補正は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する事業費、給付金83名分に係る補助金で、補助率は10分の10であります。

下段の18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金2,966万5,000

0円の減額補正は、第1次分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定に伴い、既に予算計上されている対象事業に係る一般財源を特定財源に振り替えることなどにより調整するものであります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第8回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 2点ほどお聞きいたします。

1点目、6ページ1番下段です。農業振興費の負担金補助及び交付金、地元産材活用支援事業の中で観光協会が農産物をセット販売するということだと思うのですが、どのような形でどのくらいのセットを販売する予定なのかをお聞かせください。

2点目になります。8ページ1番下段、学校給食費の18節負担金補助及び交付金の中で学校臨時休業の支援対策だと思うのですが、こちら給食材料をキャンセルしたものを補助するということだと思うのですが、どのくらいの業者がどのくらいキャンセルになったかをお聞かせください。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 柏崎議員の地元産材活用支援事業の内容について、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響等で飲食店、観光お土産品の消費が落ち込んだことによりまして、本別町観光協会に補助金を支出し、農畜産物を町民に消費拡大していただくことで、地元産材を道内道外の方にPRしていただきたい目的も兼ねまして、行なう事業でございます。

セット販売する数ですが、540セットを予定しております。中身につきましては、牛肉、ジンギスカン、ハンバーグ、豚肉加工品詰め合わせ等となっております。ほかにヨーグルト、チーズセット、あとは農産物を詰め合わせた本別の豆類とかグラニュー糖、きな粉、味噌、納豆、お菓子等となっております。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 柏崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の支援に関わっては、現在4月20日から5月15日までの臨時休業期間に関わってということで、実際には給食用食材のパンだとか麺に関わってということで挙げさせていただきます。

というのは、これにつきましては給食用専用ということで年契約を実は行なっております。それであらかじめ、特にパンはそうなのですが、小学生用中学生用ということで規格を定めて作っているということから、発注時期も前月から休止をかけるということがわか

るまでの間の部分の人件費について見ているという内容になっております。

これにつきましては、パンの形成加工に関わる業者1社。それからパンの包装であったり丸める、スライス等の形成に関わる業者さん1社。それから麺の形成加工に関わる業者ということで3社になっておまして、学校給食用ということで、他の食材業者とは違い、転売することができないという内容からそれぞれ10万円以上の加工賃超えてしまっておりますが、今回は10万円ということで補助させていただくように内容を精査したものでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 改めて1点だけお伺いします。

農業振興費の地元産材支援事業、こちらかなりの数のものを、今540セットほど販売するということですが、販売方法はどのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 柏崎議員の販売方法についての御答弁をさせていただきます。

販売方法につきましては、役場前で販売を行ないたいと思います。

屋外で密集にならないように消毒体制を取りながら、感染予防対策の強化をして販売をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

石山議員。

○4番（石山憲司） 1点、10款教育費のところにスポーツ振興費のところでお伺いたします。

報償費の部分で、各種スポーツというのがございます。これは説明にありましたコロナで運動されていないと、それで本別町で行なっている100日運動ですか。これに対する記念品というのですか、参加奨励と言いますか。それで予算を計上していると言いますか。具体的に対象、いわゆる100日運動を全部やった人なのか。それとも、50日の人でも入れるのかとか、それから対象の方でかつては成人だったと思いますが、それ以外も考えておられるのか。そして、その記念品というのは何を想定されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋社会教育課長。

○社会教育課長（高橋優） 石山議員の御質問にお答えさせていただきます。

スポーツ振興費の169万8,000円の分でございますが、これにつきましては30年以上歴史のある、町で行なっています日常実践活動100日運動を、今回それをベースにしまして仮称ではございますが、コロナに負けるな2020健康増進100日運動事業ということで、今現在広報ですとか教育委員会のYouTubeで行なっているPRをさらに進めていきたいということで提案しているものでございます。

内容につきましては、対象者は小学生以上ということで今回はやらさせていただきます。また、対象期間につきましては今後8月中旬くらいから3月中旬くらいまでと、およそ2

00日を超えるという形の部分でやりたいと思います。

内容につきましては、1日1回10分以上の運動を100日やっていただき、達成された方に今想定していますのは500円相当の商工会等の商品券を配布したいと考えております。

詳細につきましては、今後スポーツ推進委員の方やスポーツ関係者の方々のお力をお借りしながら、十分検討して広報紙に折り込みでのお知らせをしたいと考えております。議員各位の御理解と御参加のほうをどうぞよろしくお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 5ページ、6ページの一番下段の農林水産業の先ほどの柏崎議員の質問に関連しますけども、このセット数はわかったのですが、1セットの単価わかれば教えていただきたい。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 篠原議員のセット数の単価についてですが、1セット当たり牛肉で5,500円。これは市場単価でございます。ジンギスカンにつきましては4,800円。ハンバーグにつきましては3,960円。豚肉の加工品につきましては3,300円。ヨーグルトにつきましては1,848円。チーズセットにつきましては3,898円。農産品詰め合わせにつきましては5,007円。こちらにつきましては市場単価で、販売価格につきましては、牛肉につきましては3,500円で販売いたします。ジンギスカンにつきましては3,000円。ハンバーグにつきましては2,500円。豚肉詰め合わせにつきましては2,000円。ヨーグルトにつきましては1,200円。チーズセットにつきましては2,500円。農産品詰め合わせセットは3,000円で販売予定になっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 今たくさん言われましたけども、書ききれませんでしたので何か広報のほうで一覧表みたいな作って配布するのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 本予算成立後準備をいたしまして、その部分につきましては広報8月1日号に折り込み予定としております。それと合わせて同報無線等によります周知方法、あとは新聞折り込みによる周知方法を考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出、5ページ、6ページについてお伺いをいたします。

3款民生費のうち、14節の工事請負費、学童保育所で2,200万円の計上がございます。こちらの中にエアコン、温風暖房機が各6台ということで計上されてございますが、このエアコンと温風暖房機それぞれの単価と、このエアコン、温風機設置に伴う工事費に

ついてお伺いをいたします。

続きまして、同ページの6款農林水産業費の18節負担金補助及び交付金でございます。

補助金で地元産材活用支援事業の計上がございます。こちらの事業の対象となる生産者ないしは事業者、団体等はどのくらいの数になるのかお伺いをいたします。

続きまして、7ページ、8ページでございます。

10款教育費でございます、18節の負担金補助及び交付金、学校臨時休業対策というところで、先ほどの質疑に対する御答弁の中から概要は把握できたところでございますが、簡単に言うと、ここからその事業者から漏れる部分については特段配慮というか支援というか、そういったところは考えられていないというようなお考えでよろしいのか、お伺いをいたします。

続きまして、3ページ、4ページの歳入の部分でございます。

14款国庫支出金、1節総務費、補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,421万1,000円の計上がございます。こちら第1次分新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の分でございますが、これまでのフローといたしまして、5月13日に各課より事業要望書が提出され、19日に実施計画書を提出と、6月24日に実施計画の承認というふうな流れになっているのかなというところでございますが、この時点でいわゆる各課から、その他の要望書、今回採択というか採用されなかった事業というものはどの程度あるのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 梅村議員の団体数につきましてですが、15個人団体となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 梅村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども御説明させていただいたところではありますが、今回のパン、麺に関わる業者以外の分については、先ほどもパンと麺については1カ月前からということで、それ以外の部分についてはコロナの関係がございまして、1週間未満単位ごとでお願いをする経過がありまして、大きなキャンセルが出ないような仕掛けを取ってきたということで、今回対象としておりません。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問にございました、地方創生臨時交付金の第1次の部分における、今回その部分についての対応としなかった事業でございますけども、基本的には一事業ということで、病院の事業についてまだ内容が十分制度が高まって

いないというようなことで、一次の事業搭載には該当させないで、今後の二次への対応を引き続き引き継いだというようなこととなっているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 学童保育所のエアコン、暖房器具の積算は、建設課のほうで積算をしているのですが、今議員のほうから1台1台の単価と工事経費を入れた単価というのは担当のほうから数字いただいていませんので、今すぐはお答えできません。今現在では数字が出ていないのでお答えできません。以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時43分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 先ほど言葉足らずで申し訳ございません。

積算は建設サイドで積算していただいて、今回2,200万円の数字を積算しております。

先ほど議員のほうから質問がありました。エアコン6台、暖房機6台のそれぞれの備品、品物と経費を入れた単価はいくらになるかという質問なのですが、トータルの数字でお答えさせていただきます。というのは、今後議決いただいたあとに予算執行がございしますので全体の数字で言わせていただきます。

エアコン6台で約300万円です。温風暖房機6台で約220万円です。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは5ページ、6ページ、3款の民生費、3項児童福祉費、14節工事請負費、学童保育所2,200万円について改めてお伺いをいたします。

ただ今御答弁いただきました中で、エアコンが6台で約300万円、暖房が6台で220万円ということですが、その品物、機器がいくらで工事費がいくらというところは出ていないのですか。それがもし出ていけば、例えば単純に工事も設置する場所によって、1台目はいくら万円、2台目はいくら万円ということで多少の誤差とか出るのかもしれないけれども、概ね1台当たりいくらのエアコンを設置して、本体がいくら、工事費がいくらというものが出ていないということなのでしょうか。

まず、この総額でいただいても、機械がいくらなものなのか、工事費がいくらなものなのかというのわかりませんので、その辺改めてお伺いをいたすところでございます。

続きまして、歳入の部分でございますが、こちら事業として各課から挙げられた事業要望書の中で採用採択されなかったものというのが、病院に関連するものが一つだけということ、現時点においてこの一つ以外は各課から挙がってきていないと、今までに実施されているものと、この病院に関連するもの、二次で見込んである病院に関連するもの以外は、要望として挙がっていないという事実という認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 先ほどのエアコン6台300万円です。6台で割りますと平均的な工事費、品物含めた1台当たりの単価が出ると思います。議員おっしゃるとおり、場所の高さだとか位置によって工事費が若干変わるとは思いますけども、現場を見ながら積算をしています。この1台目はなんぼ、2台目はなんぼという数字は今手元にはございません。

温風暖房機であります。6台で約220万円という発言をさせていただきました。6で割ると1台当たりの品物と工事費が積算されると思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

議員お見込みのとおり、その第一次の段階におきましては先ほど言いました一事業のみということになっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 5ページ、6ページの民生費、学童保育所の施設改修の部分でございますけども、これは単純にエアコン総額で300万円だと、機器と工事費合わせてというところですが、1台当たりの機器がいくらで、工事費がいくらというのが、単純で割れば1台当たり50万円相当前後ということは把握できるのですが、そのうち50万円相当のうち、工事費がいくらで機器がいくらくらいなのか、その辺もし把握できていれば、できていないのであればここに留めておきますが、その辺改めてお伺いをいたすところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時47分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。

先ほどエアコンのほう300万円6台、温風暖房機のほう220万円6台と発言をさせていただきました。この額は品物の商品の値段、それとこれは工事入札で行ないますので、諸経費、設置費含めた数字で先ほど発言をいたしました。

ですから、今後入札等、単価等いくらですよということをこの場で発言はしないで、6台で諸経費と設置費、その品物をいれて300万円。暖房については品物と諸経費、設置費含めて6台で220万円。以上であります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 今の子育ての関係でございませうけれども、2,200万円のお金を使うということは国から来ようが、どこから来ようがこれ税金でございませう。議会の議決を承認もらうということになりますと、予算説明資料まで作って、全部積み上げているので

すから、この根拠が立て板に水のごとく出てくるのが本来の姿であって、これ根拠はないのですか。どういうことでこれを積算したのか、まずそれをお知らせいただきたいということ、当然入札ということになれば、それは参加業者の積算だとかいろいろ諸物価の高騰、下落によって入札額が変わってきますので、その時点でまたお金が足りなくなれば補正ということも出てくるでしょうし、お金が足りればどこかの定例会で減額ということにも予算のことですからなります。

今、聞きたいのは、これの積算に当たって2,200万円の根拠というのは、どのような形で国からコロナの関係で来るから、概算と概算と概算で出したということにはならないと思うのですが、どのような形で積算したのかお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。

お手元の資料にも配布しております。私の手元には、建設水道課の建築技師が積算した設計書もございます。それをまとめますと、お手元に配布いたしました工事請負費、建築工事が820万9,000円、から以下消費税まで合わせまして2,200万円。根拠ある数字を積算書で建設課の担当に積算をしてもらいまして、査定を受けまして、本日提案をさせていただきます。根拠ある数字はございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 説明でよくわかりました。

この部分について、予算がこのままいけば議決されたとして2,200万円のお金でございますから、これをこれからどのように、子どもの関係もでございますので、どのような形に進めていくのか、入札だとか見積もり合わせ等々もあるかと思いますが、その辺どのように考えているのか。

それと学校の教室を使うということでございますから、教育委員会なりご父兄との協議は進めているのかどうなのかということも合わせてお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えをいたします。

本日議決をいただきましたら、近日中の近い工事入札の中で発注をして、請負業者を決めて工事を進めていきたいと思っております。

ただ、二つ目の質問の中にもありましたとおり、関係各位と協議を進めないといけません。当然これ予算上げる前にも保護者、学校、教育委員会、学童の先生、建設水道課の職員、子ども未来の職員、学校に集まりまして現場を見ながら、ああしよう、こうしよう、保護者の意見を聞きながら、学童の先生の意見も聞きながら進めております。

ただ、コロナの関係で夏休みが短くなっています。それと音を大きく出す工事は授業中、平日にはできないと考えておりますので、ちょっと工期が長くなると思っておりますけども、なるだけ音の出る工事は土日、休日にやりながら早い工事の進捗を考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 私も今の施設改修工事のところ、2,200万円のところなのですが、学童保育所が小学校へ移転するというので、今ある学童保育所は園庭があって、園庭というか、外でも遊べるような状況になっていたかと思うのですが、移転した場合、外での遊びというものはどういうふうな形になるのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議員の質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、今の文教会館の外にも園庭がありまして、子どもたち砂場で多少遊んでおります。ただ、今度学校のほうに移ってきた時に、学校のグラウンドを自由に遊べるかどうかというのは、先生が目、指導者の目が届く範囲の中では許可を出していきたいと思っておりますけども、先生が目の届かないところでは子どもたちが自由に遊ぶということにはなりません。

先日、先に言った6者で集まった時にも、外遊びについて保護者の方から質問がありました。先生が目が届く中では遊びたいと思うのですけども、なかなか先生の数も足りておりませんし、反対側のほうにしかグラウンドがございません。目の届く範囲の中でやれる分についてはやりたいのですけども、目の届かない中では課題がありますので、それぞれ対応していきたいと考えています。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号令和2年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号令和2年度本別町一般会計補正予算（第8回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第57号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第57号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第57号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買い入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

財産取得の目的は、国の進めるGIGAスクール構想に基づき児童、生徒用タブレットの整備を行なうもので、財産の内容は、タブレット端末341台となっております。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、株式会社曾我、大丸株式会社道東支店、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャの4者を選定いたしました。

令和2年7月7日に見積もり合せ執行通知を行ない、令和2年7月15日に見積もり合せを執行しております。

契約金額は1,958万円で、見積もり合せの回数は1回で決定しております。

契約の相手方は、北海道帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長〇〇〇〇でございます。

仮契約は令和2年7月15日に行なっております。

納期は、令和3年1月29日までとしております。

以上、議案第57号財産の取得についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） これは全国一斉の事業ですから、一般的に言われるのは機材が一定の期間揃うのにかかるのではないかということをおっしゃっていますが、今の見通しとしてどういうふうになっているのかということと、以前にも話したと思いますけれども、予算の時に話したと思うのですが、新たな事業の方法ということになっていくと思うのですが、その進める態勢、準備態勢というか、どのように進めるのか、合わせて伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 阿保議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、阿保議員おっしゃったとおり、タブレット端末につきましては全国一斉ということで、ほぼ同時期にそれぞれ議会も行なわれ、発注も随時行なわれているかと思っております。

今回、納期につきましては1月末というふうに設定をさせていただいておりますが、今業者等のお話を聞いている中では早ければ11月、いずれにしても年内中には納入させて

いただけるということでお聞きをしているところでございます。

あと、取り扱いについての今後の体制ということではありますが、まず今回導入するタブレットにつきましては、今LAN工事のほうも進めていくところでございますけれども、当分の間、まず低学年についてはタブレットに慣れていただく。高学年については授業の中でインターネットを介さなくても使える内容に今なっておりますので、とりあえずLAN工事、整備が終わって使える状況になると、おそらくタブレットの導入がほぼ同じ時期になるかもしれませんが、納入された時点ではインターネットを介して、授業展開を当然行なっていきますし、教職員におきましても前回御説明させていただいたとおり、現在研究、検証を行なっておりますので、それに間に合う形で進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは伺いをいたします。

こちら、所有権としては町が所有をしていて、児童生徒に貸与をするというような形式だというふうに理解してございますが、こちらの、いわゆるこういった端末機器の耐用年数的なものですけれども、例えば一般的なパソコンとかこういったタブレット、早ければ3年から5年くらいというふうに一般的には言われているのかなというところがございます。

今後その更新の部分について、予算措置の部分ですとか、実際の運用、試用の部分ですとか、そういった想定は今の時点ではどのようにお考えになっていらっしゃるのかというところが1点。

次が、いわゆる低学年の児童も使われる、これは年齢関わらずだと思いますが、いわゆる破汚損、落としてしまったとか汚してしまったという部分についてでございますが、その辺について、あまりケースとしては考えられないのかもしれませんが、紛失盗難ということも考えられると思いますが、それらの運用についてどのようにお考えでいらっしゃるのかという点。

また、導入していく中で、いわゆる職員用のものについて、指導に供するよということですね。児童生徒のものだけではなくて、指導に供するよう、職員用等々のものについてはどのようにお考えか。

また、いわゆるトラブルに対する対応と言いますか、いわゆる機器の操作が分からないというような場合、その辺については専門的な業者とかそういったところが行なうのではなくて、やはり教職員が行なうというような考え方でよろしいのか。

最後でございますが、当然これ使用するに際して、一般的には例えば保護ケースに入れたりとか、画面を守るための保護フィルム、あとは目を保護するためのブルーカットフィルムですとか、そういったものを使用することが一般的かなと、合わせてインターネットに接続するわけですから、ウイルスソフトとかセキュリティ対策、そういったところにつ

いても当然一般的な仕様としては考えられているので使用されるものだと私自身は理解していますが、本タブレットを導入いたしまして、どのように運用される御予定でいらっしゃるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 梅村議員の御質問にお答えしたいと思います。

もし、漏れがありましたら再度お願いをしたいと思います。

将来的な更新に関わってというお話も今出てまいりましたので、耐用年数についてでございますが、タブレットについては基本的に5年ということになってございます。

それから、将来的に5年後についてはまた内容も動いていくかもしれませんので、その状況にならないと、正直わからない状況でございますので、お許しを願いたいと思います。

仕様に当たっての部分でございますが、現在導入されるまでの間にマニュアルと正式に今起こさなければならぬというふうに考えておりますので、今後出てくる部分はまた煮詰めさせていただいて、整理をしていきたいと、あと先ほど言った低学年が仮に落としたりとか壊れたという場合についての補償については、今回この中には自然故障、物損故障が含まったものを今回導入を条件として採用させていただいているということを申し述べたいと思います。

あと、導入に当たっての今後のトラブルというか、子どもたちが操作にあたってわからないだとかという部分を、先ほどもお話したとおり、教職員今研修中でございますけども、実際には授業の中でそのトラブルも一緒に発生していくものというふうに考えておりますから、そこを想定しながら進めてまいりたいと思います。

収納にあたっては、収納用のボックスを設けることとしております。特に充電器が備わったものということで抑えております。

あとブルーカット等のフィルムについては、今回は実は私、伺っていないのでフィルムについてはわかりません。ただ、フィルタリングということでウイルスの部分の、例えば子どもたちが操作してはいけない部分については、今回この機能付きのものを仕様の中で指定をして、導入させていただいているというところでございます。

もし、漏れがございましたら質問をお願いします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたすところですが、いわゆる自然故障も含めた物的な損傷におけるものについては補償というか、保険なのでしょうかね、補償がついてると、これは何年ということになっているのか。これは耐用年数どおりの5年ということになっているのか、お伺いをいたします。

最後お伺いした部分のケースという部分でございますが、収納ボックスというよりは本体に装着するカバーと言いますか、落下したときとかに本体を守るというような、箱というよりは本体に装着をするものというような考え方ですが、その辺については装着した状態で使用を想定しているのかという点ですね。あとは当然ブルーカット等についても、こ

ういった画面を長時間見たりするものについては、保護者に関わらず一般的な懸念といたしましては、視力に対する影響等々もやはり懸念される方々もいらっしゃるというところから、その辺については今後も検討されるような余地というか、お考えがあるのかどうかについて改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） まず今回のタブレットでございますが、通常のタブレットの大きさでありながら、通常のパソコンのように折り畳み式というのでしょうかね、キーボードの部分が、取り外しができるというものを今回導入することとしています。

それから収納用のボックスでございますが、その状態のまま納めることができる、充電をするというボックスでございますので、通常の部分では画面は傷まないであろうということを想定しております。

物損補償の年数でございますが、今回、当初予算で見込んでいたのは3年間ということで見込ませていただいております。

ブルーカットの部分については、担当に私、実は聞いておりませんので確認をして、もし付いていないとするならば、その先を考えていかななくてはいけないかなと思いますので、検討をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 同意第18号

○議長（高橋利勝） 日程第10 同意第18号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第18号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

欠員が生じております本別町公平委員会委員として、中川郡本別町○○○○○○○○○
○にお住まいの荒木幸造さんを、人格、識見とも適任と判断し、選任いたしたく、地方公
務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるため提案させていただきました。

御同意をいただきますように、よろしく願い申し上げまして提案理由の説明とさせて
いただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第18号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第18号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、全会
一致で同意することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 3時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年7月21日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 大 住 啓 一

署名議員 篠 原 義 彦